

週刊

こんにちは 山田耕平 です

2020.3.5 No.364

このニュースへのご感想
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺 2-2-1 1
TEL 090-9973-0941
ホームページ
<http://yamadakohei.jp>



新型コロナウイルス 杉並区内の感染者は5名へ拡大 迅速な情報提供等、さらなる対策の拡充を

新型コロナウイルスの対策強化を 予算特別委員会で質疑



区内の感染拡大について、マスコミでも報道。

3月6日、杉並区議会予算特別委員会で新型コロナウイルスの感染拡大防止と対策強化を求めて質疑に立ちます。新型コロナウイルス対策は、杉並区が定めている「杉並区新型コロナウイルスエンザ等対策行動計画」に基づく対応が求められます。速やかに計画に準拠した緊急対策を実施するよう求めます。具体的に取り上げる点は以下の通りです。

・ 感染による被害想定を検討を進め、想定に応じた対策を開始すること。

・ 対策行動計画に定められた備蓄品（必要な医薬品、その他物資・資材）の提供を開始すること。

・ 各発生段階の正確かつ迅速な情報提供を進めること。特にインターネット以外の多様な媒体を使用し、情報が届きにくい人への情報提供に努めること。

・ 区の相談窓口の体制を拡充すること。

・ 区民生活と経済活動の安定を確保すること。食料、生活必需品の不足等の実態把握と適切な供給を図ること、区内経済への影響を調査し緊急の支援策を実施すること。等々
これらの緊急対策を実施するよう求めます。

区内新型コロナウイルス発生状況(続報)

3月5日現在、杉並区では5名の新型コロナウイルス感染が報告されています（内、3名は週刊ニュース363号で報告）。

■2月29日、立正佼成病院の女性看護師に陽性反応
2月29日、立正佼成病院より、女性看護師に陽性反応が判明したとの発表がありました。女性看護師は80代・70代の陽性反応患者の接触者として健康観察を行っていましたが、24日夜から発熱があり、新型コロナウイルス感染症の検査をしたところ、29日に陽性反応が確認されました。女性看護師はすでに区外医療機関で加療中です。

■同じ病室に入院していた男性に陽性反応
3月1日、立正佼成病院で新型コロナウイルス感染症患者と個室管理以前に同じ病室に入院していた男性1名に陽性反応が判明しました。現在、区外の医療機関で加療中です。

臨時休校の影響は深刻

安倍首相の全国小・中学校等の臨時休校要請により、杉並区でも区立小・中学校を3月2日から休校としましたが、大きな混乱が広がっています。子どもや保護者、学校現場、休校の児童を受け入れるための学童クラブ等にも大きな負担が強いられるという状況です。

学年末の授業、行事は子どもにとってかけがえないものです。休校を既定のものとしてせず、子ども、保護者、教職員の納得が得られるよう各校の判断を尊重するよう求めます。また、休校に伴い生じる影響を最小限に抑えるよう提案します。

詳細は杉並区ホームページをご覧ください

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供

窓口に来なくても郵送等のできる手続き

窓口に来なくても郵送等による手続きができます。必要に応じて各種手続きをご利用ください。新型コロナウイルスの感染症拡大防止のためにも、ご協力をお願いします。

問い合わせ先は、区役所（代表：03-3312-2111）におかけください。

■証明書関連

住民票の写し、戸籍事項証明書、税証明（住民税の課税（非課税）証明書・納税証明書）

【問い合わせ先】

住民票の写し、戸籍事項証明書：区民課区民係
税証明：課税課区民税係

■引越し関連

区外に引越しをする場合（転出証明書が必要になります）。区外から区内に引越した場合（転入）・区内で引越した場合（転居）の手続きは、郵送ではできません。ご注意ください。

【問い合わせ先】区民課区民係

※その他の手続きは、杉並区ホームページをご覧ください。

区立施設の使用を取り消す場合の対応

区では、区立集会施設等の使用者が、新型コロナウイルス対策を理由として使用の取り消しを行う場合は、使用日の6日前以降の手続きであっても、その後の使用申し込み等の制限を行わないことを決定しました。

対象は、原則として2月20日（木曜日）以降の施設利用になります。

支払い済みの使用料につきましては、各施設において還付を行います。

また、使用日の6日前以降に新型コロナウイルスによる使用取り消しを行う場合、「さざんかねっと」による取り消しを行わずに、各施設にご連絡ください。

※今後の感染拡大状況に伴い、各施設が休館になることも考えられます。

ゆうゆう館休館

新型コロナウイルスの感染予防及び感染の拡大を防止するため、区内全てのゆうゆう館（ゆうゆう広場〔東原中学校内〕を含む）を臨時休館します。

■休館の期間

令和2年3月3日から
令和2年3月31日まで

今週のコマ

休校により大混乱…

突然の小学校休校により、我が家も大混乱に。幸い実家の支援を受けることができ、息子（3年生）は従兄の5年生と自習に励んでいます。

さらに深刻なのが、妻の保育現場です。休校措置による職員の欠勤等により現場には多大な負担がかかっています。現場の混乱を招いた政治の責任が問われます。

所得税及び個人住民税の申告期限が4月16日（木）まで延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確定申告書及び個人住民税申告書等の提出期限等が延長されました。

■令和元年分確定申告書等の提出期限及び納期限

税目	提出期限及び納期限	提出先
所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税	4月16日（木曜日）	杉並税務署・荻窪税務署（管轄の税務署）

申告書はできるだけ郵送で提出してください。ご自宅からの電子送信（e-Tax）もぜひご利用ください。確定申告に関する情報は「国税庁ホームページ」をご覧ください。

■令和2年度住民税（特別区民税・都民税）申告書の提出期限

税目	提出期限	提出先
個人住民税	4月16日（木曜日）	杉並区役所課税課（区役所東棟2階）

申告書はできるだけ郵送で提出してください。申告用紙はご自宅等に郵送することも可能です。

必要な方は課税課（電話：03-3312-2111）へご連絡ください。

■申告期限の延長による令和2年度住民税の税額決定について

確定申告書及び住民税申告書の提出期限の延長に伴い、申告書等の内容を反映した住民税の通知に一部遅れが生じる場合があります。この場合、申告書等の内容を確認次第、課税又は税額変更等の処理を行い、該当の方へ納税通知書等でお知らせします。